

社会福祉法人 姫路弘寿会 役員報酬規程

(目的)

第1条 社会福祉法人姫路弘寿会の役員等の報酬及び交通費はこの規程に基づいて支給する。

(役員報酬の対象)

第2条 この規程において役員等とは法人の理事、監事、及び評議員をいう。役員報酬は、勤務実態に即して支給する。ただし、施設長・他職員である理事は除く。

(勤務の内容)

第3条 理事長の勤務の内容は次のとおりとする。

事業計画と予算
新たな事業の計画及び推進と運営
法人の運営に関する規則の制定に及び変更
理事会その他役員招集と開会
役員等の管理に関すること
その他法人の業務に関すること

(報酬の形態)

第4条 役員等が理事会、評議員会に出席したとき、その他法人に携わったときは次の通り日当を支給する。

4時間以内	日当	1万円
4時間以上	日当	2万円

(実費の弁償)

第5条 役員等には費用を弁償することができる。

2. 理事会、評議員会の交通費は1回3,000円とする。但し、市外の役員は5,000円とする。(但し、常勤理事は除く)

(報酬等の支払)

第6条 報酬の支払については、その都度現金にて支給する。

(理事会の決定)

第7条 理事会は役員報酬の対象、報酬の形態等、必要な事項を決定する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決によらなければならない。

附則

この規程の改正は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

この規程の改正は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

この規程の改正は、平成 21 年 1 月 21 日から施行する。

この規程の改正は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

この規程の改正は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

この規程の改正は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

この規程の改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。